

○ 被疑者取調べ監督実施要綱の全部改正について（通達）

平成29年12月21日総甲達第7号、
務甲達第94号、生企甲達第116号、
刑企甲達第121号、交企甲達第92号、
公甲達第70号
警察本部長から部課署長あて
改正 令和元年5月29日総甲達第5号ほか

- 対号1 平成23年6月7日付け総甲達第3号、務甲達第45号、生企甲達第74号、刑企甲達第57号、交企甲達第44号、公甲達第35号「被疑者取調べ監督実施要綱の制定について（通達）」
- 対号2 平成24年3月1日付け総甲達第2号、務甲達第14号、生企甲達第24号、刑企甲達第19号、交企甲達第16号、公甲達第13号「被疑者取調べ監督実施要綱の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成25年6月26日付け総甲達第4号、務甲達第63号、生企甲達第67号、刑企甲達第57号、交企甲達第54号、公甲達第48号「被疑者取調べ監督実施要綱の一部改正について（通達）」

被疑者取調べ監督については、対号に基づき実施しているところであるが、事務の効率化に資するため、別添のとおり「被疑者取調べ監督実施要綱」を全部改正し、平成30年2月1日から施行することとしたので事務処理上遺漏のないようにされた。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

別添

被疑者取調べ監督実施要綱

1 被疑者取調べ監督制度の趣旨

被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

2 体制等

(1) 取調べ監督官等

警察本部及び警察署に被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）に規定する取調べ監督官及び取調べ監督官を補助する職務を行う取調べ監督補助者（以下「監督補助者」という。）を次のとおり置く。

なお、取調べ監督官及び監督補助者は、適正化規則第4条第3項の趣旨に反

することのないよう、適正な職務執行に努めること。

ア 警察本部

(ア) 取調べ監督官

総務課取調べ監督室（以下「監督室」という。）の警視及び警部の階級の者

(イ) 監督補助者

a 監督室の警部補及び巡査部長の階級の者

b 交通機動隊副隊長、交通機動隊羽咋分駐隊長、高速道路交通警察隊副隊長、交通機動隊の当直主任

c 警察本部庁舎の当直勤務に当たる警部の階級の者

イ 警察署

(ア) 取調べ監督官

警察署長は、原則として警務課長を取調べ監督官に指名するものとする。

また、副署長を取調べ監督官に充てる場合には、適正化規則第4条第3項の趣旨に反することのないよう、適正な職務執行に努めること。

(イ) 監督補助者

警察署長は、以下の者の中から必要と認めた者を監督補助者に指名するものとする。

a 警務課の警部補及び巡査部長の階級の者

b 本署で勤務する地域課の警部補の階級の者

c 当直主任及び当直員等

(2) 巡察官

監督室の警視及び警部の階級の者を適正化規則に規定する巡察官とする。

(3) 取調べ調査官

監督室の警視の階級の者を適正化規則に規定する取調べ調査官とする。

3 被疑者取調べの監督の範囲

(1) 警察本部の取調べ監督官

警察本部の取調べ監督官は、警察本部の所属が管理する取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）及び警察施設以外の取調べ室において行われる被疑者取調べを監督するものとする。

(2) 警察署の取調べ監督官

警察署の取調べ監督官は、当該警察署が管理する取調べ室において行われる被疑者取調べを監督するものとする。

4 被疑者取調べを行う際の取調べ官の手続等

(1) 取調べ予定の連絡

取調べ室において被疑者を取り調べる警察官（以下「取調べ官」という。）は、捜査主任官、捜査主任官が警部補以下の場合、捜査主任官を指揮する警察本部事件主管課課長補佐又は警察署事件主管課長（以下「捜査主任官等」という。）に取調べ予定を報告の上、原則として取調べを実施する前日までに、取調べ監督システム（以下「システム」という。）に入力することにより、取

調べ予定を取調べ監督官に連絡すること。

ただし、急を要し取調べ開始までにシステムに入力するいとまのない場合は、取調べ監督官に対する連絡を口頭で行うことができる。この場合においては、事後できるだけ速やかにシステムに入力するものとする。

また、取調べ当日に取調べ予定をシステムに入力した場合は、取調べ開始前に取調べ監督官に対して口頭でも連絡すること。

(2) 取調べ状況報告書の写しの交付

取調べ官は、取調べ終了後、当該取調べに係る取調べ状況報告書（犯罪捜査規範第182条の2第1項）の写しを速やかに、当該取調べを監督する取調べ監督官に交付すること。

(3) 緊密な連絡

捜査主任官等は、適正化規則第5条の規定に基づき、取調べ監督官と緊密な連絡を保たなければならない。

また、取調べ監督官から事件指揮簿（犯罪捜査規範第19条第2項）の閲覧要請や同写しの交付要請があった場合は当該要請に応えること。

(4) 秘匿捜査中等の措置

取調べ予定を入力し、又は取調べ状況報告書及び事件指揮簿の写しを取調べ監督官へ交付するに当たり、捜査部門において犯罪捜査に特段の支障を生ずると認める場合には、取調べ監督官と協議の上、被疑者名、罪名等を明らかにしないことができるものとする。

5 被疑者取調べの監督要領等

(1) 被疑者取調べ状況の確認要領

取調べ監督官は、システム等によって取調べを把握するとともに、事件指揮簿及び取調べ状況報告書等の閲覧、その他の方法により被疑者取調べの状況を確認するものとする。

(2) 監督上の留意事項

被疑者取調べの監督が、必要な限度を超えて、取調べ官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意しなければならない。

また、「その他の方法」には、取調べ室の外部からの視認も含まれるが、この視認は、被疑者取調べ適正化に資するために必要な限度において実施するものとし、これを行うに当たっては、不定期な実施に努めること。

(3) 監督結果の報告

取調べ監督官が実施した確認の結果等については、システムに所定事項を入力して、システムから出力した「被疑者取調べ監督結果報告書」（別記様式）によって所属長に報告するとともに、原則として当該取調べの翌日までに、システムにより監督室に報告すること。

なお、監督室では、各所属の報告を取りまとめ、警察本部長まで報告するものとする。

(4) 監督対象行為を認めた場合等の措置等

取調べ監督官は、(1)の確認を行った場合において、適正化規則に規定する監督対象行為に該当するか否かが判然としなかったとき、又は捜査主任官等に所要の業務上の指導等を促すことが適当であると判断した場合は、捜査主任官等に当該確認の結果を通知するとともに、捜査主任官等による措置結果を把握して、その旨をシステムに入力すること。

また、現に監督対象行為を認めた場合は、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定に相当する措置を講ずるとともに、警察本部にあっては監督室の長、警察署にあっては警察署長に報告した上、当該措置の内容について、総務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

なお、捜査主任官等においても同様に、適正化規則第6条第3項又は第4項の規定に相当する措置を講ずること。

6 巡察

巡察官は、適正化規則第8条の規定による職務を行う。

また、巡察は、必要に応じて行うものとし、巡察官は、取調べ監督官に対して必要な指導を行うものとする。

7 苦情の対応

(1) 適切な処理

適正化規則第7条の規定は、あくまでも被疑者取調べに係る苦情が被疑者取調べの監督に資するものであることを前提としたものであり、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項の規定による苦情の処理その他同項に規定する苦情以外の苦情の処理の在り方に変更を及ぼすものではない。

したがって、警察職員は、被疑者取調べについての苦情（以下「取調べの苦情」という。）の申出を受けたときは、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様、苦情処理に係る所要の手続に従って適切に処理することとなることに留意すること。

(2) 取調べ監督官への通知

捜査員が取調べの苦情の申出を受けたときは捜査主任官等に、留置業務に従事する職員が苦情の申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が苦情の申出を受けたときはその上位の職にある警察職員にそれぞれ報告すること。

報告を受けた捜査主任官等、留置主任官及びその他上位の職にある警察職員は、速やかに、自所属に置かれる取調べ監督官にその旨及びその内容を通知し、また、当該通知を受けた取調べ監督官は、当該通知が自所属以外の所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、当該所属に置かれる取調べ監督官に当該苦情の申出を受けた旨及びその内容を通知すること。

(3) 監督室への報告

取調べ監督官は、(2)の通知を受けた場合において、当該通知が自所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、速やかにその旨及びその内容を監督室の長に報告すること。

(4) 監察課等との連携

なお、被疑者取調べの監督は、取調べの苦情の処理にも資するものであるこ

とから、監察課及び公安委員会事務担当室（以下「監察課等」という。）と緊密に連携すること。

(5) 手続等

具体的に、取調べの苦情の申出を受けた場合の一般的な事務手続の流れは次のとおりである。

また、規律違反行為に該当するおそれがあると認める場合には、監察課に即報することを始め、随時、監察課と緊密に連携を図ることが必要である。

ア 警察職員が、取調べの苦情の申出を受けたときは、「苦情処理要領の制定について（通達）」（平成25年3月27日付け県相甲達第7号、総甲達第2号、監甲達第21号）に定めた手続を経て監察課等がその旨及び内容を把握する。

イ 監察課等は、苦情処理を担当する所属を指定して、事実関係の確認を行うよう連絡する。

ウ 連絡を受けた苦情処理を担当する所属は、取調べ官からの聴取等事実関係の確認を行うとともに、監察課等に対して、随時、報告をして、所要の指導等を受ける。

エ 苦情を受理した所属は、アと並行して監督室に対して苦情の申出を受けた旨の通知を行う。

オ 苦情処理を担当する所属は、ウの結果を監督室に連絡するとともに、必要に応じて苦情の対象となった行為が監督対象行為に該当すると考えられるかなどについて意見を付す。

カ 監督室は、エ及びオを踏まえ、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、適正化規則第10条に基づく調査を行う。この場合、ウの確認結果を活用して差し支えない。

キ 監督室は、監察課等と調整の上、調査結果報告書を作成し、苦情処理を担当する所属及び監察課等に送付する。

ク 苦情の申出者に対する通知は、事実関係の有無等について苦情処理の所定の手続に従い行う。

8 調査

警察本部長は、取調べの苦情、警察署等からの報告等から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があるときは、取調べ調査官に、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせる。

この場合において、取調べ調査官は、適正化規則第10条第2項及び第3項の規定による職務を行うこととなる。

なお、当該調査が監察課が行う調査と競合した場合は、警察本部長の指揮監督の下、監察課と緊密に連携を図ること。

9 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察が異なる場合の被疑者取調べの監督等

(1) 基本的考え方

捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異な

る場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督についても責任を負う。この場合、警察法第59条の規定に基づき、当該監督の実施及びその結果について相互に緊密に連絡すること。

(2) 留意事項

ア (1)のとおり、当県捜査員が他の都道府県警察の取調べ室で行う被疑者取調べの監督は、前記3に定める監督の範囲にかかわらず、当該被疑者取調べを指揮する捜査主任官が所属する警察署の取調べ監督官が監督の責任を負うことになる。

なお、当該捜査主任官が警察本部に所属する場合は、警察本部の取調べ監督官が責任を負うことになる。

イ 当県捜査員が被疑者取調べを他の都道府県警察の取調べ室で行う場合は、監督責任を負う取調べ監督官が、監督室を経由して、被疑者取調べを行う他の都道府県警察の取調べ室に係る取調べ監督官に対して、被疑者取調べの予定の連絡、確認及び結果通知の依頼を行うものとする。

また、他の都道府県警察捜査員により当県の取調べ室において取調べが行われる場合は、当該都道府県警察から監督室を経由して確認等の依頼が予想されることから、可能な限り協力するものとする。

ウ 各捜査担当部門は、被疑者取調べの実施連絡について、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定による共助の依頼を実施するに当たり、監督室にその旨を連絡すること。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別記様式（略）